26高管財第492号 平成27年3月19日

各 課 室 長 各出先機關 長 教 育 長 長 警 本 部 議会事務局長 監查委員事務局長 人事委員会事務局長 地方労働委員会事務局長

様

副知事

高知県公務員宿舎規則の一部改正について(通知)

うえのことについては、平成27年3月19日高知県規則第14号で公布され、平成27年4月1日から施行されますので、下記事項に留意し、適切な処理を行ってください。

記

主な改正の内容

1 住宅並びに自動車保管場所の使用料の算定の基礎となる別表第1及び第2を改正。 単価の改正及び、単身赴任者(職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号) 第23条の2第1項本文若しくは第3項、公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年 高知県条例第37号)第21条の2第1項本文若しくは第3項若しくは警察職員の給与に 関する条例(昭和29年高知県条例第15号)第12条の2第1項本文若しくは第3項の規 定により同居していた配偶者と別居することとなり単身赴任手当の支給を受ける職員 又はこれらの職員に準ずる職員をいう。)に対する表を新たに設けたこと。

(規則第7条及び第7条の2関係)

2 ただし、宿舎使用料については、平成27年4月1日の引上げ額が、3,000円 を超えるときの引上げ額は3,000円とし、3,000円を超える額については、 平成28年4月1日に引き上げるよう経過措置を設けたこと。

(附則(経過措置))

3 宿舎の貸与を受けていた者が単身赴任者又は国家公務員、他の地方公共団体の職員 若しくは独立行政法人その他これに類する法人の職員となるため退職し、国家公務員、 他の地方公共団体の職員若しくは独立行政法人その他これに類する法人の職員として 在職した後再び職員となることが明らかな場合であって、当該単身赴任者等と生計を 一にする者を引き続き当該宿舎に居住させておくことがやむを得ないと認められた際、 当該単身赴任者と生計を一にする者が引き続き当該宿舎を使用することができるよう にしたこと。

(規則第 17 条関係)

4 使用料減免の対象について、本来の職務に伴って居住しなければならないと認められた公務員を加えたこと。

(規則第8条関係)

5 被貸与者が、職員宿舎を明渡さなければならない事項に、県が、当該宿舎につき宿舎を廃止する事由が生じたため、その明渡しを請求されたときを加えたこと。

(規則第17条関係)

6 宿舎明渡しを猶予している期間中の宿舎使用料の額については、使用料の算定方法 により算出した額に1.5を乗じて得た額としている現行の取扱いを1.0を乗じ て得た額に改めたこと。

(規則第17条関係)

7 規則の改正に伴い、第1号様式(宿舎貸与申請書)及び第2号様式(宿舎貸与承認書)の変更を行うとともに、新たに第6号様式(宿舎貸与継続申請書)及び第8号様式(宿舎貸与継続承認書)を加えたこと。

(別記第1号様式(第10条関係)、別記第2号様式(第11条関係)、 第6号様式(第17条関係)、第8号様式(第17条関係)) 新

高知県公務員宿舎規則(抜粋)

本則

(趣旨)

第1条 県の公務員(警察に勤務する国家公務員を含む。以下「公務員」 という。)に<u>貸与する</u>宿舎(県の<u>公営企業会計</u>に属する宿舎<u>を除く。次条</u> 第1項において同じ。)については、この規則の定めるところによる。 (定義)

第2条 略

2 この規則において「自動車の保管場所」とは、前項に規定する工作物 その他の施設のうち、自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37 年法律第145号)第2条第1号に規定する自動車の同条第3号に規定す る保管場所として公務員に使用させるため、県が設置し、知事が指定す るものをいう。

(宿舎の種類)

第3条 略

(2)

第4条 公邸は、知事のために設置し、公用に供する部分については無料で、その他の部分(第7条第1項において「私邸」という。)については有料で貸与する。

(無料宿舎)

- 第5条 無料宿舎は、次に掲げる公務員のうち知事が指定する者のため に、予算の範囲内で設置し、無料で貸与する。
 - (1) 本来の職務に伴って、通常の勤務時間外において、生命若しくは 財産を保護するための非常勤務又はこれと<u>類似する</u>性質を有する勤務 に従事しなければならない者
 - (2)~(4) 略

高知県公務員宿舎規則(抜粋)

本則

(趣旨)

第1条 県の公務員(警察に勤務する国家公務員を含む。以下「公務員」 という。)に<u>貸与すべき</u>宿舎(県の<u>企業会計</u>に属する宿舎<u>を除く</u>。)につ いては、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 略

2 この規則において「自動車の保管場所」とは、前項に規定する工作物 その他の施設のうち、自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37 年法律第145号)第2条第1号に規定する自動車の同条第3号に規定す る保管場所として公務員に使用させるため、県が設置し<u>知事</u>が指定する ものをいう。

(種類)

第3条 略

(公 邸)

第4条 公邸は、知事のために設置し、公用に供する部分については<u>無</u> 料、その他の部分(<u>以下</u>「私邸」という。)については有料で貸与する。

(無料宿舎)

- 第5条 無料宿舎は、次に掲げる公務員のうち知事が指定する者のため に、予算の範囲内で設置し、無料で貸与する。
 - (1) 本来の職務に伴って、通常の勤務時間外において、生命若しくは 財産を保護するための非常勤務又はこれと<u>類似の</u>性質を有する勤務に 従事しなければならない者
 - (2)~(4) 略

- (5) <u>前各号に規定する業務に</u>準ずる業務に従事する者 (有料宿舎)
- 第6条 有料宿舎は、<u>次の各号に</u>掲げる分類に従い、それぞれ当該各号に 掲げる場合において、公邸又は無料宿舎の貸与を受ける者以外の公務員 のために、予算の範囲内で設置し、有料で貸与する。
 - (1) 公舎 公務員の職務に関連して県の事務又は事業の運営に<u>必要が</u>あると認められる場合
 - (2) 略

(住宅の使用料の額)

- 第7条 私邸及び有料宿舎の住宅の使用料の月額は、<u>当該住宅の建築後の経過年数に応じて、住宅の構造及び面積によって別表第1</u>に定める1平方メートル当たりの使用料の額に、当該住宅の使用料の算定の対象となる面積(以下「住宅使用料算定面積」という。)を乗じて得た額とする。ただし、当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 2 住宅使用料算定面積は、当該住宅の<u>延べ面積</u>(共同宿舎にあっては、居住者ごとの専用部分の<u>延べ面積</u>)とし、共同使用の部分があるときは<u>、</u> 均等にあん分するものとする。
- 3 知事が指定する職にある者が入居する住宅については、公用に供する 部分として15平方メートル(公用に供する部分が15平方メートルを<u>超</u> <u>えるときにあっては、知事が定める</u>面積)を、住宅使用料算定面積の算 出の際控除する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、住宅の構造若しくは施設が著しく他の住宅と異なる場合又は当該住宅の<u>延べ面積</u>が著しく大きい場合において、他の住宅との均衡上<u>必要があると</u>認めるときの当該住宅の使用料の額又は延べ面積の調整については、知事が別に定める。
- 5 前3項の規定により算出した住宅使用料算定面積に1平方メートル未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 6 新たに公邸若しくは有料宿舎の貸与を受け、又は公邸若しくは有料宿

- (5) <u>前各号の一に</u>準ずる業務に従事する者 (有料宿舎)
- 第6条 有料宿舎は、<u>次に</u>掲げる分類に従い、それぞれ当該各号に掲げる 場合において、公邸又は無料宿舎の貸与を受ける者以外の公務員のため に、予算の範囲内で設置し、有料で貸与する。
 - (1) 公舎 公務員の職務に関連して県の事務又は事業の運営に<u>必要と</u> 認められる場合
 - (2) 略

(住宅の使用料)

- 第7条 私邸及び有料宿舎の住宅の使用料の月額は、<u>別表第1に掲げる住宅の建築後の経過年数の区分に応じて、同表の住宅の構造及び面積の区分欄</u>に定める1平方メートル当たりの使用料の額に、当該住宅の使用料の算定の対象となる面積(<u>以下この条において</u>「住宅使用料算定面積」という。)を乗じて得た額とする。<u>ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。</u>
- 2 住宅使用料算定面積は、当該住宅の<u>延面積</u>(共同宿舎にあっては、居住 者ごとの専用部分の<u>延面積</u>)とし、共同使用の部分があるときは<u>均等に</u> あん分するものとする。
- 3 知事が指定する職にある者が入居する住宅については、公用に供する 部分として15平方メートル(公用に供する部分が15平方メートルを<u>特</u> に超えるときは、知事の定めた面積)を、住宅使用料算定面積の算出の 際控除する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、住宅の構造若しくは施設が著しく他の住宅と異なる場合又は当該住宅の<u>延面積</u>が著しく大きい場合において、他の住宅との均衡上<u>必要と</u>認めるときの当該住宅の使用料の額又は<u>延面積</u>の調整については、知事が別に定める。
- 5 前3項の規定により算出した<u>面積</u>に1平方メートル未満の端数<u>がある</u> ときは、これを切り捨てる。
- 6 新たに住宅の貸与を受け、又はこれを明け渡した場合におけるその月

<u>舎を</u>明け渡した場合におけるその月分の使用料は、日割りにより計算した額とする。

(自動車の保管場所の使用料の額).

- 2 新たに自動車の保管場所の貸与を受け、又は自動車の保管場所を明け渡した場合におけるその月分の使用料は、日割りにより計算した額とする。

(使用料の減免)

- 第8条 知事は、災害、損壊その他特別の事情により<u>前2条</u>の規定による 使用料を徴することが不適当であると認めたときは、<u>使用料</u>を減額し、 又は免除することができる。
- 2 知事は、本来の職務に伴って、通常の勤務時間外において、生命若しくは財産を保護するための非常勤務若しくは通信施設に関連する非常勤務又はこれらと類似する性質を有する勤務に従事するため、その勤務する公務所の構内又はこれに近接する場所に居住しなければならないと認めた公務員について、前2条の規定による使用料を徴することが不適当であると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 (使用料の徴収)
- 第9条 <u>公邸又は</u>有料宿舎の貸与を受けた者に給与を支給する者は、毎月 給与を支給する際、その給与から当月分の<u>第7条又は第7条の2</u>の規定 による使用料を控除して徴収するものとする。ただし、これにより難い 事情があるときは、この限りでない。

(貸与の承認)

第11条 知事は、前条の規定により宿舎の貸与の申請があった場合にお

分の使用料は、日割りにより計算した額とする。

(自動車の保管場所の使用料)

- 第7条の2 <u>私邸</u>及び有料宿舎の自動車の保管場所の使用料の月額は、<u>別表第2に掲げる自動車の保管場所の構造に応じて</u>定める1平方メートル当たりの使用料の額に、当該自動車の保管場所の使用料の算定の対象となる面積(12.5平方メートルを超えるときは12.5平方メートルとし、0.1平方メートル未満の端数があるときは<u>その端数</u>を切り捨てた面積とする。)を乗じて得た額とする。<u>ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。</u>
- 2 新たに自動車の保管場所の貸与を受け、又は<u>これを</u>明け渡した場合におけるその月分の使用料は、日割りにより計算した額とする。

(使用料の減免)

第8条 知事は、災害、損壊その他特別の事情により<u>第7条第1項又は前条第1項</u>の規定による使用料を徴することが不適当であると認めたときは、その使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の徴収)

第9条 <u>私邸及び</u>有料宿舎の貸与を受けた者に給与を支給する者は、毎月 給与を支給する際、その給与から当月分の<u>第7条第1項及び第7条の2</u> <u>第1項</u>の規定による使用料を控除して徴収するものとする。ただし、こ れにより難い事情があるときは、この限りでない。

(貸与の承認)

第11条 知事は、宿舎の貸与の申請があった場合において貸与を承認し

いて貸与を承認したときは、<u>当該申請をした者に対して、</u>別記第2号様式による宿舎貸与承認書を交付するものとする。

(入居の延期)

第12条 <u>知事は、前条の規定により</u>宿舎の貸与の承認を受けた者が<u>当該</u> <u>承認の</u>日から 10 日以内に当該宿舎に入居することができない理由を明 らかにして入居の延期を申請したときは、その理由がやむを得ないもの と認めた場合に限り、入居すべき日を指定して、これを承認するものと する。

(貸与の承認の取消し)

第13条 <u>知事は、第11条の規定により</u>宿舎の貸与の承認を受けた者が当 <u>該承認の</u>日から10日以内(前条の規定により入居の延期の承認を受けた 場合にあっては、同条の規定により知事が指定した日まで)に当該宿舎 に入居しないときは、貸与の承認を取り消すことができる。

(同居の承認)

第14条 知事は、宿舎の貸与を受けた者から主としてその収入により生計を維持する者以外の者を同居させることについて申請があったときは、収益を目的とせず、かつ、<u>当該宿舎の設置</u>の目的に反しないと認めた場合に限り、これを<u>承認するものとする</u>。

(仮設工作物等の設置等の承認)

第15条 知事は、宿舎の貸与を受けた者から自己の費用をもって仮設工作物等を設置し、又は模様替え、建増しその他<u>当該宿舎の原形の変更をする</u>ことについて申請があったときは、<u>当該宿舎の管理上</u>支障がないと認めた場合に限り、<u>当該宿舎の明渡し</u>の際当該工作物等を撤去し、又は県に<u>寄附する</u>ことを条件として、これを承認するものとする。

(居住者の責務)

- 第16条 宿舎の貸与を受けた者(<u>次条第1項ただし書又は第2項の規定の</u> <u>適用を受ける者</u>を含む。)は、次に掲げる事項を守らなければならな い。
 - (1) 善良な管理者の<u>注意をもって</u>、宿舎を正常な状態において維持すること。

たときは、<u>申請者に対して</u>別記第2号様式による宿舎貸与承認書を<u>交付する</u>。

(入居の延期)

第12条 <u>知事は、</u>宿舎の貸与の承認を受けた者が<u>承認の</u>日から <u>10日以内</u> に入居することができない理由を明らかにして入居の延期を申請したと きは、その理由がやむを得ないものと認めた場合に限り、入居すべき日 を指定してこれを承認することがある。

(貸与の承認の取消)

第13条 <u>知事は、</u>宿舎の貸与の承認を受けた者が<u>承認の</u>日から <u>10 日(前</u>条の規定により入居の延期の承認を受けた場合は、同条の指定の日)以内に入居しないときは、貸与の承認を取り消すことがある。

(同居の承認)

第14条 知事は、宿舎の貸与を受けた者から主としてその収入により生計を維持する者以外の者を同居させることについて申請があったときは、収益を目的とせず、かつ、<u>宿舎設置</u>の目的に反しないと認めた場合に限り、これを<u>承認することがある</u>。

(仮設工作物等の設置等の承認)

第15条 知事は、宿舎の貸与を受けた者から自己の費用をもって仮設工作物等を設置し、又は模様替え、建増しその他<u>宿舎の原形を変更することについて申請があったときは、宿舎の管理上</u>支障がないと認めた場合に限り、<u>明け渡し</u>の際当該工作物等を撤去し、又は県に<u>寄付する</u>ことを条件としてこれを承認することがある。

(宿舎に居住する者の義務)

- 第16条 宿舎の貸与を受けた者(<u>次条第1項の規定の適用を受ける同居者</u>を含む。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 善良な管理者の注意を怠らず、宿舎を正常な状態において維持すること。

- (2) 貸与の承認の<u>日から 10 日以内又は指定された入居日</u>までに、__ 宿舎に入居すること。
- (3) 略
- (4) 承認を<u>受けずに</u>、仮設工作物等を設置し、又は模様替え、建増し その他宿舎の原形の変更をしないこと。
- (5) 略
- (6) 宿舎を<u>滅失し、又は損壊した</u>場合において、<u>当該滅失</u>又は損壊が 居住者の故意又は重大な過失により生じたものであると<u>知事が</u>認めた ときは、当該宿舎を原形に復し、又はその損害を弁償すること。
- (7) 宿舎を明け渡そうとする場合は、その日の5日前までに知事に届け出ること。
- (8) 自動車の保管場所について承認された事項に変更を生じた場合 は、変更後速やかに別記第3号様式による自動車の保管場所使用変更 届により知事に届け出ること。

(宿舎の明渡し等)

- 第17条 宿舎の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該宿舎の貸与を受けた者(その者が第2号の規定に<u>該当することとなった場合にあっては</u>、その該当することとなった時において、その者と同居していた者。第4項及び次条第1項において同じ。)は、その該当することとなった日から20日以内に当該宿舎を明け渡すとともに、別記第4号様式による宿舎明渡し届を知事に提出しなければならない。ただし、相当の理由がある場合は、別記第5号様式による宿舎明渡し猶予申請書を知事に提出し、その承認を受けて、その該当することとなった日から、公邸及び無料宿舎にあっては2月、有料宿舎にあっては6月の範囲内において知事が指定する期間、引き続き当該宿舎を使用することができる
 - (1) (2) 略
 - (3) 転任、配置換え、勤務する公務所の移転その他これらに類する事

- (2) 貸与の承認の<u>あった日から10日又は入居の指定日</u>までに、<u>指定された</u>宿舎に入居すること。
- (3) 略
- (4) 承認を<u>受けず</u>、仮設工作物等を設置し、又は模様替え、建増しその他宿舎の原形を変更しないこと。
- (5) 略
- (6) 宿舎を<u>滅失又は損壊した</u>場合において、<u>その滅失</u>又は損壊が居住者の故意又は重大な過失により生じたものであると<u>知事において</u>認めたときは、これを原形に復し、又はその損害を弁償すること。
- (7) 宿舎を明け渡そうとする<u>場合においては、知事に5日前までに</u>届け出ること。
- (8) 自動車の保管場所について承認された事項に変更を生じた場合 は、変更後速やかに別記第3号様式による自動車の保管場所使用変更 届を知事に届け出ること。

(宿舎の明渡し等)

- 第17条 宿舎の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該宿舎の貸与を受けた者(その者が第2号の規定に該当することとなった場合には、その該当することとなった時においてその者と同居していた者。以下同じ。)は、その該当することとなった日から20日以内に当該宿舎を明け渡すとともに、別記第4号様式による宿舎明渡し届を知事に提出しなければならない。ただし、相当の理由がある場合には、別記第5号様式による宿舎明渡し猶予申請書を知事に提出し、その承認を受けて、その該当することとなった日から、公邸及び無料宿舎にあっては2月、有料宿舎にあっては6月の範囲内において知事の指定する期間、引き続き当該宿舎を使用することができる。この場合における知事の承認は、別記第6号様式による宿舎明渡し猶予承認書により行うものとする。
 - (1) (2) 略
 - (3) 転任、配置換え、勤務する公務所の移転その他これらに類する事

由により、<u>当該宿舎</u>に居住する資格を失い、又はその必要がなくなったとき。

- (4) 当該宿舎について県の事務又は事業の<u>運営上の必要があって</u>先順 位者が生じたため、その明渡しを請求されたとき。
- (5) 県において当該宿舎を廃止する必要が生じたため、その明渡しを 請求されたとき。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、宿舎の貸与を受けた者が単身赴任者(職 員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号)第23条の2第1 項本文若しくは第3項、公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年高 知県条例第37号)第21条の2第1項本文若しくは第3項若しくは警察 職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第15号)第12条の2第 1項本文若しくは第3項の規定により同居していた配偶者と別居するこ ととなり単身赴任手当の支給を受ける職員又はこれらの職員に準ずる職 員をいう。別表第1において同じ。)となり、又は国家公務員、他の地 方公共団体の職員若しくは独立行政法人その他これに類する法人の職員 となるため退職し、国家公務員、他の地方公共団体の職員若しくは独立 行政法人その他これに類する法人の職員として在職した後再び職員とな ることが明らかな場合であって、当該単身赴任者等と生計を一にする者 を引き続き当該宿舎に居住させておくことがやむを得ないと認められる ときは、別記第6号様式による宿舎貸与継続申請書を知事に提出し、そ の承認を受けて、当該単身赴任者が単身で生活することを常況としてい る期間、当該単身赴任者と生計を一にする者が引き続き当該宿舎を使用 することができる。この場合において、自動車の保管場所について新た に貸与を受けようとするときは、併せて知事の承認を受けることができ る。
- 3 知事は、第1項ただし書又は前項の規定に基づき宿舎の継続使用の申請があった場合において貸与を承認したときは、当該申請をした者に対して、別記第7号様式による宿舎明渡し猶予承認書又は別記第8号様式による宿舎貸与継続承認書を交付するものとする。
- 4 宿舎の貸与を受けた者は、知事が前条の規定に違反する事実により当

由により<u>当該宿舎</u>に居住する資格を失い、又はその必要がなくなった とき。

(4) 当該宿舎について県の事務又は事業の<u>運営の必要に基づき</u>先順位 者が生じたためその明渡しを請求されたとき。

? 宿舎の貸与を受けた者は、知事が前条の規定に違反する事実でその宿

<u>該</u>宿舎の維持及び管理に重大な支障を及ぼすおそれがあると<u>認められる</u> 者について、期限を付してその是正を要求した場合において、その期限 までにその要求に従わなかったときは、直ちに当該宿舎を明け渡さなければならない。

5 第1項ただし書又は第2項の規定に基づき宿舎を引き続き使用する期間の使用料は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、第7条(第3項を除く。)又は第7条の2の規定による使用料の月額の算定方法により算出した額 とする。

(明渡し期限経過後の徴収金額等)

- 第18条 宿舎の貸与を受けた者が<u>前条第1項ただし書、第2項又は第4項の規定に基づく</u>明渡し期限を経過してなおその使用を継続した場合において県が明渡しの請求の訴訟を提起しなかったときは、第4条、第5条、第7条、第7条の2及び<u>前条第5項</u>の規定にかかわらず、<u>当該明渡し期限の</u>翌日から<u>第7条(第3項を除く。)又は</u>第7条の2<u>の規定による使用料の月額</u>の算定方法により算出した額の3倍の金額を<u>徴収するものとする。</u>
- 2 前項の規定による徴収金の徴収については、第9条の規定を準用する。この場合において、<u>同条中「公邸又は</u>有料宿舎」とあるのは<u>「宿舎」と、「第7条又は第7条の2の規定による使用料」とあるのは「第18条第1項の規定による徴収金」</u>と読み替えるものとする。

(宿舎の修繕費等)

第19条 略

2 災害、時の経過その他居住者の責めに帰することのできない理由により、無料宿舎又は有料宿舎が損壊し、又は汚損した場合においては、その修繕に要する費用は<u>、</u>県が負担する。

(宿舎台帳)

第20条 宿舎の<u>入居等に係る事務を担当する者は、別記第9号様式</u>による宿舎台帳を作成して、居住者、使用料その他必要な事項を記載しなければならない。

舎の維持及び管理に重大な支障を及ぼすおそれがあると<u>認められる者につき</u>、期限を付してその是正を要求した場合において、その期限までにその要求に従わなかったときは、直ちに当該宿舎を明け渡さなければならない。

3 第1項ただし書の規定により宿舎を引き続き使用する期間の使用料は、第4条、第5条、第7条及び第7条の2の規定にかかわらず、第7条及び第7条の2に規定する使用料の算定方法により算出した額の1.5倍とする。この場合においては、第7条第3項の規定は適用しない。

(明渡し期限経過後の徴収金額等)

- 第18条 宿舎の貸与を受けた者が<u>前条の</u>明渡し期限を経過してなおその使用を継続した場合において県が明渡しの請求の訴訟を提起しなかったときは、第4条、第5条、第7条、第7条の2及び<u>前条第3項</u>の規定にかかわらず、<u>明渡し期限の</u>翌日から<u>第7条及び</u>第7条の2に規定する使用料の算定方法により算出した額の3倍の金額を<u>徴収する。この場合においては、第7条第3項の規定は適用しない。</u>
- 2 前項の規定による徴収金の徴収については、第9条の規定を準用する。この場合において、<u>「私邸及び</u>有料宿舎」とあるのは<u>、「宿舎」</u>と読み替えるものとする。

(宿舎の修繕費等)

第19条 略

2 災害、時の経過その他居住者の責めに帰することのできない理由により、無料宿舎又は有料宿舎が損壊し、又は汚損した場合においては、その修繕に要する費用は<u>県</u>が負担する。

(宿舎台帳)

第20条 宿舎の<u>入居の事務をつかさどる職にある者は、別記第7号様式</u> による宿舎台帳を作成して、居住者、使用料その他必要な事項を記載し なければならない。

別表第1(第7条関係)

- 1 単身赴任者以外の公務員に貸与する場合の住宅の1平方メートル当た りの使用料の月額
- (1) 高知市又は県外に所在するもの

構造		- 1	木造					非木造		
1 面 2 経年数	54 平方 メー トル ロ	55 平方 メート ル以上 69 平方 メート ル以下	70 平方 メート ル以上 79 平方 メート ル以下	80 平方 メート ル以上 99 平方 メート ル以下		54 平 ガ メ ト ル 以 下	55 平方 メート ル以上 69 平方 メート ル以下	70 平方 メート ル以上 79 平方 メート ル以下	80 平方 メート ル以上 99 平方 メート ル以下	100 平方 メー トル 以上
4 年 以下	<u>358</u> 円	449 円	546 円	662 円	<u>823</u> 円	<u>358</u> 円	449 円	546 円	662 円	<u>823</u> 円
5年 以上 9年 以下	円	361円	445 円	543 円	<u>673</u> 円	<u>322</u> 円	404 円	495 円	602 円	<u>747</u> 円
10 年以 上1 4年 以下	<u> </u>	<u>276</u> 円	357 円	427円	<u>545</u> 円	<u>293</u> 円	369円	455 円	554 円	<u>686</u> 円
15 年以 上 9 年 以下	<u>円</u>	215円	288 円	343 円	<u>439</u> 円	<u>243</u> 円	307円	382 円	464 円	<u>576</u> 円
20 年以	<u>109</u>	137円	196 円	235 円	<u>289</u> 円	<u>216</u> 円	274円	343 円	418円	<u>518</u> 円

別表第1(第7条関係)

構造		<u>木造</u>					<u>非木造</u>				
面積経過年数				80〜9 9 平方 メー トル	100 平 方メ ート ル以 上					100 平 方メ ート ル以 上	
5年未満	<u>円</u> 330	<u>円</u> 414	<u>円</u> 508	<u>円</u> 605	<u>円</u> 769		<u>円</u> 414	<u>円</u> 508	<u>円</u> 605	<u>円</u> 769	
5年以上10年未満	224	282	<u>357</u>	426	543	276	347	431	<u>514</u>	654	
10年以上15年末	<u>161</u>	207	268	320	409	233	295	371	442	563	

上2 4年 以下										
25 年以 上 2 9年 以下	<u>72</u> 円	97 円	140 円	159 円	<u>213</u> 円	<u>194</u> 円	246 円	310円	378 円	<u>469</u> 円
30 年以 上3 4年 以下	<u>63</u> 円	67 円	87 円	95 円	<u>131</u> 円	<u>173</u> 円	221 円	281 円	343 円	<u>426</u> 円
35 年以 上3 9年 以下	<u>63</u> 円	67 円	87 円	<u>95 円</u>	<u>131</u> 円	<u>156</u> 円	200 円	256 円	312円	<u>387</u> 円
40 年以 上 4 4 年 以下	<u>63</u> 円	67 円	87 円	95 円	<u>131</u> 円	<u>141</u> 円	180 円	233 円	283 円	<u>353</u> 円
45 年以 上 4 9 年 以下	<u>63</u> 円	<u>67 円</u>	87 円	95 円	<u>131</u> 円	<u>127</u> 円	164 円	214 円	260 円	<u>324</u> 円
50 年以	<u>63</u> 円	67 円	87 円	95 円	<u>131</u> 円	<u>105</u> 円	140 円	186 円	227 円	<u>282</u> 円

満										
15年以上20年未満	124	<u>161</u>	216	257	329	199	<u>254</u>	324	386	492
20年以上25年未満	<u>82</u>	103	<u>147</u>	176	217	<u>173</u>	221	287	342	436
20年以上25年未満25年以上30年未満30年以上35	<u>54</u>	73	<u>105</u>	119	160	<u>153</u>	<u>196</u>	<u>258</u>	<u>308</u>	<u>393</u>
30 年 以 上 35	47	50	<u>65</u>	71	<u>9</u> 8	136	176	<u>235</u>	<u>281</u>	359

E	<u>:</u>											
<u>(2)</u>	<u> </u>	与知计	び外の	県内に原	近在する	もの						
楗	造			木造			非木造					
直		<u>54</u> 平方	55 平方 メート ル以ト	70 平方 メート	80 平方 メート ル以上	_	<u>54</u> 平方	55 平方 メート ルロト	70 平方 メート	80 平方 メート ル以上	100 平方	
1	過	<u>メー</u> トル 以下	69 平方 メート	メート	99 平方 メート	<u>メー</u> <u>トル</u> 以上	メ <u>ー</u> <u>トル</u> 以下	69 平方 メート	メート	99 平方 メート	メ <u>ー</u> トル 以上	
4	<u>数</u> 年	351	<u>ル以下</u> 439 円	<u>ル以下</u> 535 円	<u>ル以下</u> 648 円	807	351	<u>ル以下</u> 439 円	<u>ル以下</u> 535_円	<u>ル以下</u> 648 円	807	
5 1	下年上年	<u> </u>	310 円	393 円	468 円	<u> </u>	<u> </u>	382 円	474 円	565円	<u>円</u> 719 円	
1(年 上 4	下 以 以 1 年 下	<u>177</u> 円	228 円	295 円	352 円	<u>450</u> 円	<u>256</u> 円	324 円	408円	486円	<u>619</u> 円	
1! 年 上 9	_	<u>136</u> 円	177 円	237 円	283 円	<u>362</u> 円	<u>219</u>	279円	356 円	424 円	<u>541</u> 円	
F	0 以 : 2 年 大	<u>90</u> 円	113 円	162円	193 円	<u>239</u> 円	<u>190</u> 円	243 円	316 円	376円	<u>479</u> 円	

生 未 満		-								
35年以上40年未満	47	<u>50</u>	<u>65</u>	<u>71</u>	<u>98</u>	124	<u>161</u>	217	260	332
年未満 35年以上40年末満 40年以上45年末満	47	50	65	71	98	114	<u>149</u>	203	243	311
45年以上50年未満	47	<u>50</u>	<u>65</u>	71	<u>98</u>	108	142	195	234	<u>299</u>
50 年 以	47	<u>50</u>	<u>65</u>	71	98	79	105	<u>153</u>	184	236

25 年以 上 2 9 年 以下	<u>59</u> 円	80 円	115 円	131円	<u>176</u> 円	<u>168</u> 円	215 円	284 円	339 円	<u>432</u> 円
30 年以 上3 4年 以下	<u>52</u> 円	55 円	71円	<u>78 円</u>	<u>108</u>	<u>149</u> 円	193 円	258 円	309 円	<u>395</u> 円
35 年以 上3 9年 以下	<u>52</u> 円	<u>55円</u>	71円	<u>78円</u>	<u>108</u>	<u>136</u> 円	177円	239 円	286 円	<u>365</u> 円
40 年以 上4 4年 以下	<u>52</u> 円	<u>55 円</u>	<u>71 円</u>	<u>78 円</u>	<u>108</u> 円	<u>125</u> 円	164 円	221 円	<u>267 円</u>	<u>336</u> 円
45 年以 上4 9年 以下	<u>52</u> 円	55円	71円	<u>78 円</u>	<u>108</u> 円	<u>119</u> 円	155 円	202 円	246 円	<u>308</u> 円
<u>50</u> 年以 上	<u>52</u> 円	55円	71円	78円	<u>108</u> 円	87 円	115円	168 円	202円	<u>259</u> 円

2 単身赴任者に貸与する場合の住宅の1平方メートル当たりの使用料の 月額

- 1 構造は、住宅の主体部分の構造による。
- 2 面積は、住宅使用料算定面積による。
- 3 経過年数は、毎年4月1日現在をもって決定するものとし、1年未満の端数は、切り捨てる。
- 4 住宅の増築、改築等により他の住宅との均衡上経過年数を調整する必要が生じたときは、別に定めるところにより当該住宅の経過年数を決定する。

構造			木造				-	非木造		
	54 平方 メニ トル 以下 330	55 平方 メート ル以上 69 平方 メート ル以下	70 平方 メート ル以上 79 平方 メート ル以下	80 平方 メート ル以上 99 平方 メート ル以下	メ <u>ー</u> トル 以上	54 平方 メニ トル 以下	55 平方 メート ル以上 69 平方 メート ル以下	70 平方 メート ル以上 79 平方 メート ル以下	80 平方 メート ル以上 99 平方 メート ル以下	100 平方 メー トル 以上
以下	<u> </u>	414円	508円	605円	<u>769</u> 円	<u>330</u> 円	414 円	508円	605 円	<u>769</u> 円
5年 以上 9年 以下	<u>224</u> 円	282 円	357 円	426 円	<u>543</u> 円	<u>276</u> 円	347 円	431 円	514 円	<u>654</u> 円
10 年以 上1 4年 以下	<u>161</u> 円	207円	268 円	320 円	<u>409</u> 円	<u>233</u> 円	295 円	371 円	442 円	<u>563</u> 円
15 年以 上1 9年 以下	<u>124</u> 円	161 円	216 円	<u>257 円</u>	<u>329</u> 円	<u>199</u> 円	254 円	324 円	386 円	<u>492</u> 円
20 年以 上 2 4 年 以下	<u>82</u> 円	103 円	147 円	176 円	<u>217</u> 円	<u>173</u> 円	221 円	287 円	342 円	<u>436</u> 円
<u>25</u> 年以	<u>54</u> 円	73 円	105 円	119 円	<u>160</u> 円	<u>153</u> 円	196 円	258 円	308円	<u>393</u> 円

上2 9年 以下										
30 年以 上3 4年 以下	<u>47</u> 円	50 円	65 円	71 円	<u>98</u> 円	<u>136</u> 円	176 円	235 円	281 円	<u>359</u> 円
35 年以 上3 9年 以下	<u>47</u> 円	<u>50 円</u>	<u>65</u> 円	71 円	<u>98</u> 円	<u>124</u> 円	161 円	217 円	260 円	<u>332</u> 円
	<u>47</u> 円	50 円	65 円	71 円	<u>98</u> 円	<u>114</u> 円	149 円	203 円	243 円	<u>311</u>
40 年上4 以45 年上9 以	<u>47</u> 円	50 円	65 円	71 円	<u>98</u> 円	<u>108</u> 円	142 円	195 円	234 円	<u>299</u> 円
50 年以 上 備者	<u>47</u> 円	50円	65 円	71 円	<u>98</u> 円	<u>79</u> 円	105 円	153 円	184 円	<u>236</u> 円

¹ この表において、「構造」とは住宅の主体部分の構造を、「面 積」とは住宅使用料算定面積をいう。 2 この表において「経過年数」は、毎年4月1日現在(2の表にあっ

ては、平成26年4月1日時点)で決定するものとし、1年未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。ただし、住宅の増築、改築等により他の住宅との均衡上経過年数を調整する必要が生じたときは、知事が別に定めるところにより当該住宅の経過年数を決定するものとする。

別表第2(第7条の2関係)

1 高知市又は県外に所在するもの

1.47	
自動車の保管場所の設置箇	自動車の保管場所の1平方メートル当た
<u>所</u>	りの使用料の月額
屋内又は屋根のある場所に	399 円
設置するもの	299 1
屋外又は屋根のない場所に	234 円
設置するもの	704 1

2 高知市以外の県内に所在するもの

自動車の保管場所の設置箇	自動車の保管場所の1平方メートル当た
<u>所</u>	りの使用料の月額
屋内又は屋根のある場所に 設置するもの	379 円
屋外又は屋根のない場所に 設置するもの	216 円

別記第1号様式(第10条関係)

宿舎貸与申請書

[別紙参照]

第 2 号様式(第 11 条関係)

宿舎貸与承認書

[別紙参照]

別表第2(第7条の2関係)

1122 77 6		•
	自動車の保管場所の構造	1平方メートル当たりの使用
		料
) 円
屋内区	ては屋根のある場所に設置するも	331
<u>の</u>		
上記以	人外のもの	193

別記第1号様式(第10条関係) 宿舎貸与申請書 [別紙参照]

第2号様式(第11条関係) 宿舎貸与承認書

[別紙参照]

第3号様式(第16条関係) 自動車の保管場所使用変更届 [別紙参照]

第4号様式(第17条関係) 宿舎明渡し届 [別紙参照]

第5号様式(第17条関係) 宿舎明渡し猶予申請書 [別紙参照]

第6号様式(第17条関係) 宿舎貸与継続申請書 「別紙参照」

第7号様式(第17条関係) 宿舎明渡し猶予承認書 [別紙参照]

第8号様式(第17条関係) 宿舎貸与継続承認書 「別紙参照」

第 9 号様式(第 20 条関係) 宿舎台帳 [別紙参照] 第3号様式(第16条関係) 自動車の保管場所使用変更届 「別紙参照

第4号様式(第17条関係) 宿舎明渡し届 [別紙参照]

第5号様式(第17条関係) 宿舎明渡し猶予申請書 [別紙参照]

第6号様式(第17条関係) 宿舎明渡し猶予承認書 「別紙参照]

第7号様式(第20条関係) 宿舎台帳 [別紙参照]

(例) 教職員宿舎等使用料(住宅)の算定

● 【算定式】 使用料 = m³単価 × 使用料算定面積

(10円未満切捨て)

(1 ㎡未満切捨て)

(例1) 一宮宿舎(世帯)の場合

(構造 RC 造 81.77 m²、H27.4.1 現在の経過年数 12 年)

◆改正後も従来どおり居住する場合

平成 26 年度使用料	¥35,800-
平成 27 年度使用料	¥38,800-
平成 28 年度使用料	¥44,870-

(算定)

<改正前> <H26 年度>

 $442 \, \text{円} \, \times \, 81.77 \, \text{m}^2 \, = \, 35,802 \, \text{円} \, \rightarrow \, 35,800 \, \text{円}$

<改正後> <H27年度>

554 円 × 81.77 ㎡ = 44,874 円 → 44,870 円 ただし、3,000 円を超えるときの引上げ額は、3,000 円となるので、

35,800 円 + 3,000 円 = 38,800 円

<改正後> <H28 年度>

H27 年度において、3,000 円を超える額については、 平成 28 年 4 月 1 日に引き上げることになるので、44,870 円

(例2) 宿毛地区宿舎(単身)の場合(単身赴任者でない場合)

(構造 RC 造 35.22 ㎡、H27.4.1 現在の経過年数 12 年)

◆改正後も従来どおり居住する場合

平成 26 年度使用料	¥8,150-
平成 27 年度使用料	¥8,960-

(算定)

<改正前> <H26 年度>

233 円 × 35.22-m² = 8,155 円 → 8,150 円

<改正後> <H27年度>

256 円 × 35.22 m² = 8,960 円

(例3) 宿毛地区宿舎(単身)の場合(単身赴任者の場合)

(構造 RC 造 35.22 m²、H27.4.1 現在の経過年数 12 年)

◆改正後も従来どおり居住する場合

平成 26 年度使用料	¥8,150-
平成 27 年度使用料	¥8,150-

(算定)

<改正前> <H26 年度>

233 円 × 35.22 $m^2 = 8,155$ 円 → 8,150 円

<改正後> <H27 年度>

 $233 \, \exists \, \times \, 35.22 \, \text{m}^2 = 8,155 \, \exists \, \rightarrow \, 8,150 \, \exists \,$

(例4) 一宮宿舎に居住していたが、単身赴任者となり、宿毛地区宿舎へ転居。 留守家族は引き続き、一宮宿舎に居住となる場合。

◆宿毛地区宿舎(単身赴任)の場合

平成 26 年度使用料	
平成 27 年度使用料	¥8,150-

◆一宮宿舎 (留守家族) の場合

平成 26 年度使用料	¥35,800-
平成 27 年度使用料	¥38,800-
平成 28 年度使用料	¥44,870-

宿舎使用料(月額)_一覧表

	1						Li	26年度	H27年度				H28年度				
管 理 校	宿舍所在地	宿舍	2	構造	配換 (㎡)	12 ED	,	使用料額(A)	建築	単価	H2/年度 使用料額(B)	(B-A)	建築	単征	伊用料額(C)	(C-B)	備考
	室戸市元甲	ļ	1	Н		建築年数	 	(円)	年数	(円)	(円)	(円)	年數	(円)	(円)	(円)	
	68-8	校長	世帯	w	77.75	26	105	8,080	27	115	8,850	770	28	115	8,850	. 0	
	室戸市領家 260-4	庄司7渕	世帝	RC	68.98	31	176	11,960	32	193	13,120	1,160	33	193	13,120	0	
安喜客林	室戸市室津 1702-2	スケノ谷	世帯	RC	74.82	23	287	21,230	24	316	23,380	2,150	25	284	21,010	-2,370	H28経年減価適用
室戸高校		スケノ谷	世帯	RC	74.82	23	287	21,230	24	316	23,380	2,150	25	284	21,010	-2,370	H28経年減価適用
1	室戸市室津 1697-1	原池	华身	RC	29.90	20	173	5,010	21	190	5,510	500	22	190	5,510	0	
	室戸市室津	スケノ谷	単島	RC	34.97	15	199	6,760	16	219	7,440	680	17	219	7,440	0	
	1697-3 安芸郡田野町	単身用 校長	世帯	w	77.77	32	65	5,000	33	71	5,460	460	34	71	5,460	0	
	1236-1 安芸郡田野町		├-	вс		_	_	-		Н	-		-				
中芸高校	1193、1194 安芸郡田野町	東岡地	世帯	H	50.22	37	124	6,200	38	136	6,800	600	39	136	6,800	0	
	1189 安芸郡田野町	東岡地	世帝	RC	63.08	22	221	13,920	23	243	15,300	1,380	24	243	15,300	0	
	1317-1	宮田	単身	RC	34.79	13	233	7,920	14	256	8,700	780	15	219	7,440	-1,260	H28経年滅価適用
	安芸市庄/芝町 7-21	校長	世帯	w	78.36	35	65	5,070	36	71	5,530	460	37	71	5,530	0	
	安芸市久世町 8-5	校長	世帯	w	77.86	35	65	5,000	36	71	5,460	460	37	71	5,460	0	
	安芸市宝永町 434-6	宝永町	世帯	RC	76.845	16	324	24,620	17	356	27,050	2,430	18	356	27,050	0	
		宝永町	単身	RC	35.88	16	199	6,960	17	219	7,660	700	18	219	7,660	0	
安芸地区	安芸市井の口甲 1131-24	清近岡	世帯	w	74.84	28	105	7,770	29	115	8,510	740	30	71	5,250	-3,260	H28経年凝価適用
•	安芸市千歳町 1-10	干歳町	単身	RC	29.90	18	199	5,770	19	219	6,350	580	20	190	5,510	-840	H28経年減価適用
	南国市西山 484-7	杉本丸	世帯	RC	61.08	33	176	10,730	34	193	11,770	1,040	35	177	10,790	-980	H28経年減価適用
. :	701-7	杉本丸	世帝	RC	63.65	32	176	11,080	33	193	12,150	1,070	34	193	12,150	0	
南国山田		杉本丸	世帯	RC	62.83	30	176	10,910	31	193	11,960	1,050	-32	193	11,960	0	
	香美市土佐山田町旭町	旭町	世帯	RC	63.29	.27	196	12,340	28	215	13,540	1,200	29	215	13,540	0	
ľ	3-2-28	旭町	世帯	RC	64.10	25	196	12,540	26	215	13,760	1,220	27	215		0	
	南国市領石		\vdash	\rightarrow		-			_						13,760		
	271-5	深サコ	世帝	RC	70.74	22	287	20,090	23	316	22,120	2,030	24	316	22,120	0	
地 区	南国市篠原	深サコ	世帝	RC	70.74	22	287	20,090	23	316	22,120	2,030	24	316	22,120	0	
	1435-1 長岡郡本山町本山	篠原	世帯	RC	74.9475	14	371	27,450	15	356	26,340	-1,110	16	356	26,340	0	H27経年減価適用
Ĺ	375-4	校長	世帯	w	77.77	27	105	8,080	28	115	8,850	770	29	115	8,850	0	
ا	長岡郡本山町本山 870-6	新堂	世帯	w	72.04	25	105	7,560	26	115	8,280	720	27	115	8,280	. 0	
	長岡郡本山町本山 340-4	裏の門	単島	w	29.81	21	82	2,370	22	90	2,610	240	23	90	2,610	0	
	長岡郡本山町寺家 415	寺家	世帯	RC	63.65	26	196	12,340	27	215	13,540	1,200	28	215	13,540	0	
	長岡郡本山町本山 794-5	永田	単身	RC	34.995	16	199	6,760	17	219	7,440	680	18	219	7,440	0	-
享知北京校	高知市石立町 11-4	西大久保	世帝	RC .	72.27	33	235	16,920	34	281	19,920	3,000	35	256	18,430	-1,490	H27性過措壓適用(上級3.000円) H28性年減低適用
	土佐市高岡町甲 958-1	高岡	世帯	RC	79.20	16	324	25,590	17	356	28,120	2,530	18	356	28,120	0	
高吾北地区		高岡	世帯	RC	79.20	16	324	25,590	17	356	28,120	2,530	18	356	28,120	0	
7	高知市春野町弘岡下	池寺	世帯	RC	75.40	15	324	24,300	16	382	27,300	3,000	17	382	28,650	1,350	H27轻通用健选用 (上限3.000円)
-	3160 土佐市宇佐町福島	校長公舎	世帯	w			216			237	18,480	1,640	18	237	18,480	0	
東印海洋 草校	16-1 土佐市宇佐町福島	西原地	世帯	w		-	216	15,980		237	17,530	1,550	18	237	17,530	0	
1	16-1 土佐市宇佐町宇佐	夜明	\vdash	-	-	\dashv			-		11,960					0	
	403-17、18 高向都佐川町乙		-+	RC		30	176		31	193		1,050	32	193	11,960		
# 111 \$ to b	1952 高岡郡佐川町甲	玉割	世帯	w		47	50	3,450	48	55	3,790	340	49	55	3,790	0	
1	1077-5 須崎市多/郷甲	榎木田	-	RC		26	258	20,120	200	284	22,150	2,030	28	284	22,150	0	<u> </u>
夏吻上来高校	須呵叩多/脚中 1139-150 須崎市多/郷甲	校長	世帯	w	77.77	34	65	5,000	35	71	5,460	460	36	71	5,460	0	H27経年減価適用
	須崎市多/郷甲 1139-150	牛ヶ谷	世帯	RC	68.95	33	176	11,960	34	193	13,120	1,160	35	177	12,030	-1,090	H28経年減価適用
須崎地区		牛ヶ谷	世帯	RC	68.95	34	176	11,960	35	177	12,030	70	36	177	12,030	0	H27経年城価適用
1	11-34	妙見町	世帯	RC	68.64	30	176	11,960	31	193	13,120	1,160	32	193	13,120	. 0	-
ā	高岡郡構原町大蔵谷 1089-1	大蔵谷 単身用	単身	w	30.54	19	124	3,720	20	90	2,700	-1,020	21	90	2,700	0	H27経年減価適用
	高岡郡梼原町梼原	本370 梼原	世帝	RC	65.44	22	221	14,360	23	243	15,790	1,430	24	243	15,790	0	
11					. 1	. [- 1	1		li				
	1257	 梼原	也帯	w	59.62	21	103	6,070	22	113	6,660	590	23	113	6,660	0	

宿舎使用料(月額)一覧表

		T					H26年度		H27年度			Т		H28年度			
管理校	宿舍所在地	宿舎:	8	構造	面積 (㎡)	建築	単価	使用料額(A)	建築	単確 (月)	使用料額(B)	(B-A)	建築	単旺	使用料額(C)	(C-B)	備考
高幡地区	高岡郡四万十町北琴平町	北琴平町	単島	RC	35.00		233	(四) 8,150	年数	_	7,660	-490	年数16	219	7,660	(P3) O	H27経年減価適用
1918202	9-22 高岡郡四万十町北琴平町	単身用 八穴	世帯	-	46.26		47	2,160	41	52	2,390	230	42	52	2,390	0	112.142.143.052.0
	9-26-2 高岡郡四万十町香月ヶ丘	香月ヶ丘	世帯	RC	70.74	26	258	18,060	27	284	19,880	1,820	28	284	19,880	0	
窪川高校	3-47 高岡郡四万十町北琴平町	北琴平町	単身	RC	34.80	├	173	5,880	├	├-	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	580	⊢	-		0	
	895-1 高岡郡四万十町琴平町	単身用 校長	世帯	W	78.66	20	147	11,460	21	190	6,460	1,170	22	190	6,460	0	
	10-15 高岡郡四万十町大正	校長	世帯	w	77.96	_	├		21	<u> </u>	12,630		22	162	12,630		LIOOTET THE
	365-5 高岡郡四万十町大正		+	\vdash		-	147	11,310	24	162	12,470	1,160	25	115	8,850	-3,620	H28経年減価適用
	541-1 高岡郡四万十町大正	電ノ森	世帯	BC	57.07	36	161	9,170	37	177	10,080	910	38	177	10,080	0	
	541-1	平谷	世帯	BC	56.01	36	161	9,010	37	177	9,910	900	38	177	9,910	0	
四万十高校		平谷	単身	BC	30.90		124	3,720	37	136	4,080	360	38	136	4,080	0	
	高岡郡四万十町大正	平谷	世帯	BC	64.10	36	161	10,300	37	177	11,320	1,020	38	177	11,320	0	
	225-7 高岡郡四万十町大正	九日田	世帯	RC	59.76	34	176	10,380	35	177	10,440	60	36	177	10,440	0	H27経年減価適用
	182-4	f*3⊞	世帯	RC	59.58	34	176	10,380	35	177	10,440	60	36	177	10,440	0	H27経年減価適用
	高岡郡四万十町大正 668-6	樅ノ木	世帯	RC	63.08	20	221	13,920	21	243	15,300	1,380	22	243	15,300	0	
中村高校	四万十市中村桜町	校長	世帯	w	80.58	46	71	5,680	47	78	6,240	560	48	78	6,240	0	
	1707-2	丸の内 単身用	単身	RC	29.96	19	199	5,770	20	190	5,510	-260	21	190	5,510	0	H27経年與师適用
	四万十市中村丸の内 1707-2	丸の内	世帯	RC	69.04	18	254	17,520	19	279	19,250	1,730	20	243	16,760	-2,490	H28経年減価適用
1	四万十市古津賀 3136-3	中沢口	世帯	яc	52.56	39	124	6,440	40	125	6,500	60	41	125	6,500	0	H27経年減価適用
		中沢口	世帯	RC	45.76	39	124	5,580	40	125	5,620	40	41	125	5,620	0	H27経年減価適用
中村地区		中沢口	世帯	RC	49.14	39	124	6,070	40	125	6,120	50.	41	125	6,120	0	H27経年減価適用
	四万十市古津寶 3136-4	校長	世帯	w	72.28	39	65	4,680	40	71	5,110	430	41	71	5,110	0	H27経年減価適用
,	四万十市古津賀 3136-5	中沢口	변帯	BC	55.20	35	161	8,850	36	177	9,730	880	37	177	9,730	0	
	の万士まのはまの内	ウシロダバ	世帯	RC	74.66	12	371	27,450	13	408	30,190	2,740	14	408	30,190	0	
		ーーーーー ウシロダバ	単島	RC	35.00	12	233	8,150	13	256	8,960	810	14	256	8,960	0	
	四万十市大用 76	大用	世帯	w	59.91	40	50	2,950	41	55	3,240	290	42	55	3,240	0	.
幡多農業高校	四万十市大小工日町	右山	世帯	RC	73.00	26	258	18,830	27	284	20,730	1,900	28	284	20,730	0	
	四万十市古津賀	 校長	世帯	w	72.28	39	65	4,680	40	71	5,110	430	41	71	5,110	0	H27経年減価適用
	3136-4 四万十市西土佐津野川		単身	RC	34.61	16	199	6,760	17	219	7,440	680	18	219	7,440		
中 村 高 校 西土佐分校	276-1 四万十市西土佐用井	用并	世帯	RC	72.72	27	258	18,570	28	284	20,440	1,870	29	284	20,440	0	
	456-1 宿毛市山奈町山田	丁場ノ南	世帯	RC	75.79	15	324	24,300	16	356	26,700	2,400	17	356	26,700	0	
伯七地区	1578-1 宿毛市与市明	宿毛地区	\vdash	RC	35.22		233	8,150		256	8,960	810	13	256	8,960	0	<u> </u>
	宿毛市与市明	校長	世帯	w		-	147	11,310	Mercu.	115	8,850	-2,460	26	115	8,850		H27経年減憊適用
房毛草 坊	5-45 宿毛市与市明	与市明		RC		\dashv	196	12,150	30	193	11,960	-190	31	193	11,960		H27経年滅価適用
	6-1-9 宿毛市与市明	与市明	単身	w	29.98	\dashv	82	2,370	21	90	2,610	240	22	90	2,610		1 12 1 13 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14
	25年14-2、6-12-10	校長	┯┼	<u>"</u>	77.77	-	105			115	8,850	770	27	115	8,850		
	2123	小駄場		RC		-+	221		\dashv								· — . — . — . — . — . — . — . — . — . —
	1636 RF # 11 # BT 11 (D)			+	63.08	-		13,920		243	15,300	1,380	24	243	15,300	0	
Ŀ	1646-3	小駄場		RC		-	221	15,020	\rightarrow	243	16,520	1,500	24	243	16,520	0	
	1641	小駄場	-	RC	67.34	\dashv	221	14,800	-	243	16,280	1,480	23	243	16,280	0	I IDDAW THE T
伯七商权	2342-11	古越		RC	68.95	+	176	11,960	\rightarrow	193	13,120	1,160	35		12,030		H28経年減価適用
	18-13	夕見町		RC			324	23,970		356	26,340	2,370	18	356	26,340	0	
ļ	十亿海水市沙田町	汐見町		RC			199	6,760	-	219	7,440	680	18	219	7,440	0	<u> </u>
凄水 喜坊	20-14、15、18-11	夕見町	-	BC	63.68	-	161	10,140	delica	177	11,150	1,010	38	177	11,150	0	
	18-14、15	夕見町	변총	RC	57.80	34	176	10,030	35.	177	10,080	50	36	177	10,080	0	H27経年減価適用
<u> </u>	18-16/18-17	夕見町	世帯	RC	63.65	32	176	11,080	33	193	12,150	1,070	34	193	12,150	0	
	2-15	兵町	世帯	RC	67.34	23	221	14,800	24	243	16,280	1,480	25	215	14,400	-1,880	H28経年減価適用
追手前高校 🗄	3032-3	星野	世帯	w	43.00	44	47	2,020	45	52	2,230	210	46	52	2,230	0	H27経年減価適用
	3031	程野(蚁豚)	世帯	w	56.01	43	50	2,800	44	55	3,080	280	45	55	3,080	Ö	H28経年減価適用
TREE WASH	長川野山 小田田の古町	校長	世帯	w	65,78	49	50	3,250	50	55	3,570	320	51	55	3,570	0	H27经年減価適用

宿舎使用料(月額)一覧表

											-						
			_		能損	Γ	H	26年度			H27年度				H28年度		
管理校	宿舍所在地	宿舎も	8	荷造	(m)	建築年数	単価 (円)	使用料額(A)	建築 年数	遊徒 (円)	使用料額(B)	(B-A)	建築	学証 (円)	使用料額(C)	(C-8)	備考
	幡多郡黒潮町入野 5507	校長	世帯	w	79.37	19	216	17,060	20	162	12,790	-4,270	21	162	12,790	0	H27経年減価適用
	幡多郡黒湖町入野 5278-2	井ノ谷山	世帯	w	59.94	40	50	2,950	41	55	3,240	290	42	55	3,240	0	
大方高校		井ノ谷山	世帯	w	49.23	40	47	2,300	41	52	2,540	240	42	52	2,540	0	
	幡多郡黒潮町入野 5275-5	井ノ谷山	世帯	w	45.99	37	47	2,110	38	52	2,340	· 230	39	52	2,340	0	
	幅多郡黑潮町入野 1007-2	弓場	世帯	ŔC	63.70	28	196	12,340	29	215	13,540	1,200	30	193	12,150	-1,390	H28経年減価適用
若草養護学校	高知市春野町弘岡下 1698-2	コウノス	世帯	RC	63.37	30	176	11,080	31	221	13,920	2,840	32	221	13,920	0	
幡 多	幡多郡黒潮町浮鞭 2100-1	所長	世帯	w	77.77	34	65	5,000	35	71	5,460	460	36	71	5,460	0	H27経年滅価適用
青少年の家	ļ	カロヲト	世帯	RC	62.88	34	176	10,910	35	177	10,970	60	36	177	10,970	0	H27経年減価適用
	高知市朝倉甲 532-22	沖田 A	世帯	RC	64.60	24	221	14,140	25	246	15,740	1,600	26	246	15,740	0	H27経年減価適用
	高知市朝倉甲 532-10	沖田 C	世帯	RC	64.60	24	221	14,140	25	246	15,740	1,600	26	245	15,740	0	H27経年減価適用
	高知市朝倉甲 532-22	沖田 В	単島	RC	30.85	24	173	5,190	25	194	5,820	630	26	194	5,820	0	H27経年滅価適用
	高知市朝倉甲 532-10	沖田 D	単身	RC	30.85	24	173	5,190	25	194	5,820	630	26	194	5,820	0	H27経年減価適用
oder from Alb. 1072	高知市横浜新町 1丁目601-2	横浜	也带	RC	63.08	24	221	13,920	25	246	15,490	1,570	26	246	15,490	0	H27经年凝価適用
高知地区	高知市前野北町 2丁目11-17	薊野	世帯	RC	58.08	39	161	9,330	40	180	10,440	1,110	41	180	10,440	0	H27経年減価適用
	高知市西塚の原 43-1	塚ノ原	世帯	RC	68.67	27	196	13,320	28	246	16,320	3,000	29	-246	16,720	400	H27轻過措置透用(上限3,000円)
	高知市十津 2 丁目10-12	十津	世帝	RC	69.33	17	254	17,520	18	307	20,520	3,000	19	307	21,180	660	H27發達問羅遷用(上與3.000円)
Ì	高知市一宮南町	-g	世帯	RC	81.77	11	442	35,800	12	554	38,800	3,000	13	554	44,870	6,070	H27核通借假適用(上限3.000円)
	1丁自7-1	-宮	學學	RC	41.00	11	233	9,550	12	293	12,010	2,460	13	293	12,010	0	
	高知市愛宕町 3丁目6-19	愛宕	世帯	RC	60.99	31	176	10,560	32	221	13,260	2,700	33	221	13,260	0	
	高知市桟橋通 6丁目7-17	桟橋	世帯	RC	63.65	31	176	11,080	32	221	13,920	2,840	33	221	13,920	0.	

自動車保管場所・使用料(月額)一覧表

	1	1	_		т					
管理校	所 在 地	宿舎名	世・単	面積 (m)	構造	旧単 価 (B)	新単価(円)	H26年度 使用料(A) ^(円)	H27年度 使用料(B) ^(円)	差し引き (B-A) ^(円)
	室戸市元甲68-8	校長	世	12.5	屋根	331	379	4,130	4,730	600
	室戸市領家260-4	庄司ヶ渕	世	12.0		193	216	2,310	2,590	280
室戸高校	室戸市室津1702-2	スケノ谷	世	10.5		193	216	2,020	2,260	240
	上 17 02-2	スケノ谷	Ħ	10.0		193	216	1,930	2,160	230
	室戸市室津1697-1	原池	単	12.5		193	216	2,410	2,700	290
	室戸市室津1697-3	スケノ谷 単身用	単	12.5		193	216	2,410	2,700	290
	安芸郡田野町1236-1	校長	tt	11.5	カーホ'ート	331	379	3,800	4,350	550
┃ ┃ 中芸高校	安芸郡田野町1193,1194	東岡地	뱬	11.5		193	216	2,210	2,480	270
中 云 同 汉 	安芸郡田野町1189	東岡地	世	12.5		193	216	2,410	2,700	290
	安芸郡田野町1317-1	宮田	単	12.5		193	216	2,410	2,700	290
	安芸市庄之芝町7-21	校長	世	10.7	カーホ・ート	331	379	3,540	4,050	, 510
安芸高校	安芸市井ノ口甲1131-24	安芸地区 清近岡	世	11.0		193	216	2,120	2,370	250
	安芸市千歳町1-10	安芸地区 千歳町	単	12.5		193	216	2,410	2,700	290
	安芸市久世町8-5	校長	世	12.5		193	216	2,410	2,700	290
}		安芸地区 宝永町	世単	9.0		193	216	1,730	1,940	210
安芸桜ヶ丘		安芸地区 宝永町	世単	12.0		193	216	2,310	2,590	280
高校。	安芸市宝永町434-6	安芸地区 宝永町	世単	10.5		193	216	2,020	2,260	240
		安芸地区 宝永町	世単	9.6		193	216	1,850	2,070	220
		安芸地区 宝永町	世単	8.4		193	216	1,620	1,810	190
山田高校	香美市土佐山田町旭町3-2-28	旭町	ဓ	12.5		193	216	2,410	2,700	290
,	長岡郡本山町本山375-4	校長	tt	12.5	屋根	331	379	4,130	4,730	600
	長岡郡本山町本山870-6	新堂	世	12.5		193	216	2,410	2,700	290
嶺北高校	長岡郡本山町本山340-4	裏の門	単	12.5		193	216	2,410	2,700	290
,	長岡郡本山町本山794-5	永田	単	12.5		193	216	2,410	2,700	290
	長岡郡本山町寺家415	寺家	世	12.5		193	216	2,410	2,700	290
高知農業高校	南国市領石271-5	南国山田地区 深サコ	世	12.5		193	216	2,410	2,700	290
	南国市西山484-7	南国山田地区 杉本丸	世	12.5		193	216	2,410	2,700	290
高知東工業高校	南国市篠原1435-1	南国山田地区 篠原	世	12.0		193	216	2,310	2,590	280
高知北高校	高知市石立町11-4	西大久保	世	12.5		193	234	2,410	2,920	510
高岡高校	土佐市高岡町甲958-1	高吾北地区 高岡	世	11.5		193	216	2,210	2,480	270
	土佐市宇佐町福島16-1	校長公舎	世	12.0		193	216	2,310	2,590	280
高知海洋高校	土佐市宇佐町福島16-1	西原地	世	12.0		193	216	2,310	2,590	280
同机使汗向仪	土佐市宇佐町宇佐403-17	夜明	世	11.2		193	216	2,160	2,410	250
	土佐市宇佐町宇佐403-18	夜明	世	11.2		193	216	2,160	2,410	250
	·		_							

自動車保管場所・使用料(月額)一覧表

								L		
管理校	所 在 地	宿舎名	世・単	面積 (m)	構造	旧単 価 (円)	新単価(円)	H26年度 使用料(A) ^(円)	H27年度 使用料(B) ^(円)	差し引き (B-A) ^(円)
佐川高校	高岡郡佐川町乙1952	玉割	世	12.5	屋根	331	379	4,130	4,730	600
佐川高校	高岡郡佐川町甲1077-5	榎木田	世	12.5		193	216	2,410	2,700	290
春野高校	高知市春野町弘岡下3160	高吾北地区 池寺	世	12.5		193	234	2,410	2,920	510
伊野商業高校	吾川郡いの町駅東町31-2	校長	世	9.6		193	216	1,850	2,070	220
若草養護学校	高知市春野町弘岡下1698-2	コウノス	世	12.5	\$ 7	193	234	2,410	2,920	510
	須崎市多ノ郷甲1139-150	須崎地区 牛ヶ谷	tŧ	12.5		193	216	2,410	2,700	290
須崎高校	次長wg1 39/7版〒1135-130	須崎地区 牛ヶ谷	世	12.5		193	216	2,410	2,700	290
	須崎市妙見町11-34	妙見町	世	12.5		193	216	2,410	2,700	290
	高岡郡梼原町大蔵谷1089-1	大蔵谷 単身用	単	11.5		193	216	2,210	2,480	270
梼原高校	高岡郡梼原町梼原1257	梼原	t	11.7		193	216	2,250	2,520	270
	高岡郡梼原町梼原1252	校長	世	12.5	カーポート	331	379	4,130	4,730	600
	高岡郡四万十町北琴平町9-22	北琴平町 単身用	単	12.5		193	Ž16	2,410	2,700	290
	高岡郡四万十町北琴平町9-26-2	八穴 2·3	世	12.5		193	216	2,410	2,700	290
窪川高校	高岡郡四万十町香月ヶ丘3-47	香月ヶ丘	世	12.0		193	216	2,310	2,590	280
	高岡郡四万十町北琴平町895-1	北琴平町 T-1~T-6	単	11.5		193	216	2,210	2,480	270
	高岡郡四万十町琴平町10-15	校長	世	12.5	カーホ・ート	331	379	4,130	4,730	600
	高岡郡四万十町大正365-5	校長	世	11.7	カーホ゛ート	331	379	3,870	4,430	560
-	章四那四下上町十 丁541 1	亀ノ森	世	11.0		193	216	2,120	2,370	250
	高岡郡四万十町大正541-1	亀ノ森	世	12.5		193	216	2,410	2,700	290
		平谷	世	11.0		193	216	2,120	2,370	250
四万十高校	高岡郡四万十町大正541-1	平谷	単	12.5		193	216	2,410	2,700	290
	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	平谷	世	12.5		193	216	2,410	2,700	290
	高岡郡四万十町大正225-7	九日田	₩	11.0		193	216	2,120	2,370	250
	高岡郡四万十町大正182-4	門田	世	12.5		193	216	2,410	2,700	290
	高岡郡四万十町大正668-6	樅ノ木	世	12.5		193	216	2,410	2,700	290
須崎工業高校	須崎市多ノ郷甲11:39-150	校長	世	12.5		193	216	2,410	2,700	290
	四万十市中村桜町2-3	校長	世	9.9	カーホート	331	379	3,270	3,750	480
	mr. 1 - 201 2	中村地区 丸の内	単	10.3		193	216	1,980	2,220	240
中村高校	四万十市中村丸の内1707-2	中村地区 丸の内	世	9.5		193	216	1,830	2,050	220
	mr. L = m+++ n m+ 1 73 C 1	中村地区ウシロダバ	Ψ	12.5		193	216	2,410	2,700	290
	四万十市中村丸の内1736-1	中村地区ウシロダバ	単	12.5		193	216	2,410	2,700	290
中村高校	四万十市西土佐津野川276-1	鳥坂本	単	11.8		193	216	2,270	2,540	270
- 西土佐分校 「	四万十市西土佐用井456-1	用井	世	12.5		193	216	2,410	2,700	290

自動車保管場所・使用料(月額)一覧表

管 理 校	所 在 地	宿舎名	世	面積 (㎡)	構造	旧単価	新単 価		H27年度 使用料(B)	差し引き (B-A)
		汐見町 23・24	単世	11.5	-	(円) 193	(円) 216	(円) 2,210	(円) 2,480	(円) 270
	土佐清水市汐見町18-13	沙兒町 25·26	単	11.5		 	216	2,210	<u> </u>	270
1	土佐清水市汐見町20-14,15	汐見町 20·21	世世	11.5		193 193	216	-	· i	270
┃ ┃ 清水高校	土佐清水市汐見町18-11	汐見町 22	世	11.0		193	216	2,210	2,480	250
月 小 同 仅	土佐清水市汐見町18-14,15,16,17		<u>=</u>	12.5		193	216	2,410	·	290
Ì	上任何不印》是四10-14,13,10,17	浜町 18	<u></u>	12.5		193	216	2,410	2,700	290
	土佐清水市浜町5-12	浜町 19	12	10.0		193	216	1,930	2,160	230
	 宿毛市与市明5-45	校長 31	₩		カーホ・ート	331	379	4,130	4,730	600
	宿毛市与市明6-1-9	与市明 34-35	世世	12.5	<i>A</i> **	193	216	2,410	2,700	290
宿毛高校	宿毛市与市明6-14-2,6-12-10	与市明 36・37	単	11.5		193	216	2,210	2,480	270
	福毛市与市明6-12-3,6-12-6	宿毛地区	単	12.5	_	193	216	2,210	2,700	290
	四万十市古津賀3136-3	中村地区 中沢口 1~14	世.	12.5		193	216	2,410	2,700	290
	四万十市古津賀3136-3 四万十市古津賀3136-4	校長16	世	12.5		193	216	2,410	2,700	290
幡多農業高校	四万十市古津賀3136-5	中村地区 中沢口 17・18	반	12.5		193	216	2,410	2,700	
	四万十市右山五月町 9-3-1,9-14-5		tt.	12.5		193	216	2,410	2,700	290
	宿毛市平田町戸内2123	校長	世		カーホート	331	379	4,130	4,730	600
	宿毛市山奈町山田1636他	小駄場	tt	12.0	3 4 1	193	216	2,310	2,590	280
宿毛工業高校	H 5/10/2/2012	丁場ノ南	世	11.7		193	216	2,250	2,520	270
1	宿毛市山奈町山田1578-1	丁場ノ南	tt	10.8		193	216	2,080	2,330	250
	幡多郡黒潮町入野5507	校長	t±		カーホート	331	379	4,130	4,730	600
		井ノ谷山	世	12.5		193	216	2,410	2,700	290
	幡多郡黒潮町入野1007-2	弓場	世	12.5		193	216	2,410	2,700	290
		所長	世単	12:5		193	216	2,410	2,700	290
幡多青少年の家	幡多郡黒潮町浮鞭2100-1	カロヲト	世	12.5		193	216	2,410	2,700	290
	高知市朝倉甲532-22	沖⊞ A (12)	##	12.0	ig state	193	234	2,310	2,800	490
	高知市朝倉甲532-10	沖田 C (4)	世	12.5		193	234	2,410	2,920	510
		沖田 B (8)	単	11.5		193	234	2,210	2,690	480
Ì	高知市朝倉甲532-10	沖田 D (11)	単	12.5		193	234	2,410	2,920	510
·	高知市朝倉甲532-10	沖田 D (1)	単	9.2	347 1	193	234	1,770	2,150	380
		横浜 (8)	世	12.5		193	234	2,410	2,920	510
	高知市横浜新町一丁目601-2	横浜 (4)	世	11.5		193	234	2,210	2,690	480
高知地区		薊野 (1)	世	8.8	軽	193	234	1,690	2,050	360
		薊野 (11)	世	12.2		193	234	2,350		500
	高知市薊野北町二丁目11-17	薊野 (2)	世		軽	193	234	1,640		340
		薊野 (1)	世	10.5		193	234	2,020		430
	高知市西塚の原43-1	塚ノ原 (22)	世	11.5		193	234	2,210		480
		十津 (18)	世	12.5		193	234	2,410		
ł	高知市一宮南町一丁目7-1	一宮 (38)	世単	12.5		193	234	2,410		510
教職員·福利課	高知市桟橋通六丁目7-17	桟橋 1・2	± ±	12.5		193	234	2,410	2,920	510